

与信・債権管理研修会に200人 法改正後の対応学ぶ

三井物産 新潟支店

三井物産新潟支店
(支店長・山根正司氏)

は18日、新潟市の朱鷺
メッセで与信・債権管
理研修会を開催し、実
務者等約200人が参
集した。14回目を数え
る研修会で毎年テーマ
を変えながら、最新の
与信・債権管理の手法
を伝えている。今回は
来年4月に施行される
民法の債権法分野改正
の留意点をビジネス現
場に精通した弁護士が
解説した。

イントロダクション
で三井物産クレジット
コンサルティングの杉
生元常務が「最近の与
信環境、倒産動向など」
と題し、全国の倒産動
向は2000年をピー
クに下り発生数のトレ



ビジネス現場に精通した弁護士が解説

ンド自体は変わって
ない指摘しつつも、
倒産と休業業数を比較
し、休業業が増加傾向
にあると指摘。「低金
利、金融円滑化法など
の影響で倒産件数はこ
れまで減少傾向をたど
ってきたが、後継者難
など一概に安心して良
い状況ではない」と分
析した。

新潟県内
の倒産動向
にも触れ、
「原因は販
売不振が70
%超と不況
型が多く、
件数が底を
打っている
環境と見て
いる」と語
った。

続いて東
京圏ケ関法
律事務所の青木智子弁
護士が「債権法改正と
与信管理における留意
点、売買を中心に」と
題し、契約書締結の重
要性や法改正の背景、
債務不履行による損害
賠償・契約の解除・危
険負担、債権譲渡等の
改正内容を説明した。

青木氏は法改正の背
景は1869年に現行

民法制定後、取引の復
雑化・高度化が進み、
民法に記載されない判
例や解釈論が累積した
ことを踏まえ、「変化
への対応と分かりやす
い民法をと」という視点で
法改正がなされた」と
説明した。

た。個人補償の制限や
契約締結、債務の履行
状況、期限の利益を喪
失した場合の情報提供
義務が付け加えられ
た。個人補償の制限や
契約締結、債務の履行
状況、期限の利益を喪
失した場合の情報提供
義務が付け加えられ
た。個人補償の制限や
契約締結、債務の履行
状況、期限の利益を喪
失した場合の情報提供
義務が付け加えられ
た。

第二部で同事務所の
遠藤元一弁護士は請
負、保証等を中心に説
明した。法改正で個人
根保証における保証人
保護を強化する観点で
基本ルールを変更し
た。個人補償の制限や
契約締結、債務の履行
状況、期限の利益を喪
失した場合の情報提供
義務が付け加えられ
た。

請負の分野では瑕疵
担保(契約不適合責任)